

令和2年第5回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年6月12日(金)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言18時55分 閉会宣言19時30分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	三浦厚
学校教育G総括主査	土井泰宣	学校教育G主任	熊谷駿佑
学校教育G主事	中川広樹		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第23号	清里町学校運営協議会委員の委嘱について
議案第24号	清里町学生等応援特別給付金支給要綱の制定について

10. 議事の経過

別紙

第5回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年6月12日（金）

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第5回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 居城委員 と 宇都宮委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第23号 清里町学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第23号「清里町教育推進計画策定委員の委嘱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本件につきましては、清里町学校運営協議会設置規則により委嘱するものです。</p> <p>学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置されるもので、清里町においては、清里小学校と清里中学校を合わせて1つの協議会を設置することとなっております。</p> <p>協議会の役割は、学校の教育方針の承認、学校運営に関する意見交換、教職員の任用に関すること、学校運営への参画、単年度ごとの学校評価などとなっております。地域住民と学校が一体となった教育を展開し、より充実した教育活動を行うことを目的としております。</p> <p>委員の定数は20名以内とし、保護者、地域住民、校長及び教職員、学識経験者、行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものの中から委嘱することとなっております。任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。</p> <p>では、1ページめくっていただき、候補者名簿をご覧ください。</p> <p>今回委嘱する委員のうち、昨年度から変更になった方は、学識経験者の若松顕仁さん、清里小学校 PTA の佐藤学さん、清里中学校 PTA の原田健嗣さん、清里中学校校長の畠山稔さんとなっております。これらの方も併せて合計18名を委嘱することについて提案するものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第23号 清里町教育推進計画策定委員の委嘱について を採決</p>

	<p>します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第23号 清里町教育推進計画策定委員の委嘱について は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第24号 清里町学生等応援特別給付金支給要綱の制定について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>ただ今上程されました、議案第24号「清里町学生等応援特別給付金支給要綱の制定について」提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により不安定な学生生活を強いられている清里町出身の大学生や専門学校生に対し、学生生活を安心して送れるよう給付金を支給して応援することを目的として制定するものです。</p> <p>では、要綱案により内容をご説明いたしますので、1ページおめくりください。</p> <p>第2条ですが、基準日は令和2年7月1日とし、対象は清里町内に住所を有する住民の子弟で、19歳以上の学生といたします。</p> <p>対象とする学生は、大学生や専修学校生のほか、高等専門学校生、高校生も含めております。</p> <p>第3条、給付金の金額については、高校生は3万円、それ以外の学生は5万円といたします。</p> <p>なお、高校生の3万円につきましては、保健福祉課で実施を予定している18歳までの子どもを有する家庭を応援する「子育て世帯応援特別給付金事業」が3万円の支給であることから、それに合わせたものです。</p> <p>支給方法については、原則、対象学生の口座へ振り込みといたします。</p> <p>第4条、支給対象者は原則学生といたします。</p> <p>第5条、申請手続きについては、在学中であることを証明するものを添付した申請書を本人もしくは保護者に提出していただきます。</p> <p>期限は令和2年9月30日までといたします。</p> <p>第6条は禁止事項を定めています。</p> <p>第7条は町長への委任事項を定めています。</p> <p>附則は施行期日を定めるもので、令和2年7月1日より適用し、令和3年3月31日限りで効力を失うものです。</p> <p>なお、本事業の予算は、6月19日開催の町議会定例会に提案されることになっており、予算額は、対象人数を120名と算出して、600万円となっております。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第24号 清里町学生等応援特別給付金支給要綱の制定について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第24号 清里町学生等応援特別給付金支給要綱の 制定については、原案どおり決定されました。
議 長	本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の会議を閉会いたします。